

二瀬地区まちづくり協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「二瀬地区まちづくり協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(連絡先)

第2条 協議会の主たる連絡先を飯塚市二瀬交流センター内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、二瀬地区において人が輝き、まちが飛躍する、住みたいまち、住みつづけたいまちを実現し、人々に感動を与えるため、各種活動及び事業を行うことを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の推進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) その他目的達成のために必要な活動

(事業)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高齢者支援
- (2) 教育に関する調査、研究事業、人権啓発の推進に関する事業
- (3) 健全育成に関する事業の企画、開発及び人的な支援事業
- (4) その他まちづくりに関する事業の企画、開発及び人的な支援事業

(組織)

第6条 協議会は、二瀬地区に在住、在勤する者をもって組織する。

第2章 役員

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 副事務局長 | 1名 |
| (5) 広報部長 | 1名 |
| (6) 書記長 | 1名 |
| (7) 会 計 | 1名 |
| (8) 会計監査 | 2名 |

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の

職務を代理する。

- 3 事務局長は、協議会の事務を総括する。
- 4 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局長の職務を代理する。また、協議会の広報に関することを総括する。
- 5 会計は、協議会の予算に基づき会計事務を行う。
- 6 会計監査は、協議会の経理を監査する。

(役員を選出)

第9条 役員は常任委員会で選考し、全体会で決定する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の協議会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第11条 役員は、その定数3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第12条 役員が次の各号に該当したときは、常任委員会出席者の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第3章 会議

(会議)

第13条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 全体会
- (2) 常任委員会
- (3) 役員会
- (4) 専門部会

(全体会)

第14条 全体会は、次の者をもって構成する。

- (1) 部会の構成団体より選出された者
- (2) 自治会が推薦する者
- (3) 協議会の趣旨に賛同し、その活動に参画する者で、常任委員会において確認された者

- 2 全体会は、毎年1回定期に開催する。

- 3 全体会は、会長が招集する。
- 4 会長は、必要があると認めるとき、又は第1項の構成者の半数以上の者から要求があったときは、臨時に全体会を開催することができる。
- 5 全体会の議長は、その全体会において、出席者の中から選出する。
- 6 全体会は、次の事項を議決する。
 - (1) 規約等の制定、改正及び廃止に関すること。
 - (2) 協議会役員の承認に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、協議会が第3条の目的を達成するための基本事項に関すること。
- 7 全体会の協議は、合意に達するまで相互に努力を重ね、協議結果については相互に尊重する。

(常任委員会)

第15条 常任委員会は、役員、専門部会長をもって構成し、協議会の活動及び事業について協議する。

- 2 常任委員会は、会長が招集する。
- 3 常任委員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、構成者以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(役員会)

第16条 役員会は、第7条に定める役員のうち、会計監査を除く役員をもって構成し、協議会の運営について協議する。

- 2 役員会は、会長が招集する。
- 3 役員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、構成者以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第17条 専門部として次のものを置き、各所管に関わる事項を協議及び実践する。

- (1) 教育部会
 - (2) 環境部会
 - (3) 福祉部会
 - (4) 体育部会
- 2 専門部会は、各種団体等をもって構成する。
 - 3 専門部会に部会長、事務局長及び会計を置き、部会に属する部員の互選によりこれを定める。
 - 4 部会長は、部会を代表し会務を統括する。
 - 5 事務局長は、部会の事務を総括する。
 - 6 会計は、部会の予算に基づき会計事務を行う。
 - 7 部会長は、専門部会の検討経過及び結果について、常任委員会に報告するものとする。

8 部会長は、必要があると認めるときは、構成者以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(会議の運営)

第18条 全体会、常任委員会及び役員会（以下「会議」という。）は、各会議の構成者の2分の1以上の出席により成立する。ただし、専門部会は、部会の判断に委ねる。

2 会議は、原則として公開とする。

3 会議の開催及び議題については、事前に周知するように努めるものとする。

4 会議の議事は、出席者の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員手当)

第19条 協議会は、次のとおり役員手当を支給する。

(1) 会長	50,000 円/年
(2) 副会長	10,000 円/年
(3) 事務局長	10,000 円/年
(4) 副事務局長	5,000 円/年
(5) 広報部長	5,000 円/年
(6) 書記長	5,000 円/年
(7) 会計	5,000 円/年
(8) 会計監査	5,000 円/年

(費用弁償)

第20条 会長が召集する会議に出席した場合には、費用弁償として、1日につき1,000円を支給する。ただし、その他の会議に出席した場合には、500円を支給する。

(経費)

第21条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

(顧問及び相談役)

第22条 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が全体会の同意を得てこれを委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、第3条の目的達成に寄与するものとする。

(補則)

第23条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会に諮って、会長が定める。

附 則

この規約は、平成24年8月 1日から施行する。

この規約は、平成25年5月29日から施行する。

この規約は、平成27年4月 1日から施行する。

この規約は、平成30年4月 1日から施行する。